

(平成22年2月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係

5 件

岩手国民年金 事案 577

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 3 月に会社を退職し、国民年金に任意加入して、昭和 57 年度の保険料 1 年分をまとめて 1 回で納付し、58 年度の保険料も 1 年分をまとめて 1 回で納付したので、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入した昭和 57 年 4 月に、昭和 57 年度の国民年金保険料をまとめて納付し、昭和 58 年 6 月には昭和 58 年度の保険料をまとめて納付したとしているが、国民年金被保険者台帳及び A 市作成の国民年金被保険者名簿によると、申立人の 57 年度の保険料については 3 か月ごとに 4 回に分けて納付され、そのうち、57 年度第 4 期分である昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの保険料は 58 年 6 月に納付されていることが確認でき、昭和 57 年度及び 58 年度の保険料をそれぞれまとめて納付したとする申立人の主張と符合しない。

また、申立人は、雇用保険の給付金を受給した後の昭和 58 年 6 月に国民年金保険料を納付し、それ以降は保険料を納付したことは無いとしているところ、前述のとおり国民年金被保険者台帳によると、58 年 6 月に納付されているのは、昭和 57 年度第 4 期分である昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの保険料であることが確認できる上、申立人に係る国民年金被保険者資格は 58 年 4 月 1 日に喪失していることから、58 年 6 月に昭和 58 年度の保険料をまとめて納付したとする申立人の主張は合理的でない。

さらに、申立人は、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）被保険者でなくなった日」欄に、昭和 58 年 4 月 1 日と書き直された形跡があ

るとしているが、国民年金被保険者台帳及びA市作成の国民年金被保険者名簿においても、喪失年月日は58年4月1日で一致しており、年金手帳に記載されている喪失年月日に不自然さは見られない。

加えて、申立人は、最初に国民年金の被保険者になった昭和57年4月17日以後、申立期間を含む59年7月23日までA市以外に住居登録をしたことが無く、61年4月以後の国民年金第3号被保険者期間においても、同一の国民年金手帳記号番号により被保険者の資格を取得していることなどから、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月及び同年6月

私は、申立期間当時に勤務先が別の会社になり2か月間勤めた。その会社を辞めて国民年金に加入し、保険料は集金か農協で納付していた。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、昭和40年5月に勤務先が別の会社になり、2か月間勤務した後、国民年金へ加入したとしているところ、オンライン記録及びA町作成の国民年金被保険者名簿において、申立人の国民年金被保険者資格取得年月日は、昭和40年7月1日となっていることから、申立人は、同年5月から2か月間会社に勤務し、退職した後の同年7月に国民年金への加入手続きを行い、資格取得も同年7月からであったと考えることが自然であり、申立期間は国民年金の未加入期間となり、申立人が国民年金保険料を納付することは無かったものと考えられる。

また、申立人は、A町以外に住民登録をしたことが無いなど、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年5月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年5月から同年8月まで
私は、当時、国民年金保険料の納付は適正に行っていた。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入手続及び保険料の納付については記憶に無いとしており、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付の具体的状況が不明である。

また、A社会保険事務所（当時）によると、申立人に対して国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。B市（現在は、C市）でも国民年金被保険者名簿は無いとしている上、申立人が所持している年金手帳の国民年金欄には何の記載も無く、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、市役所から国民年金の加入を促す書面が送付されなければ、国民年金制度を知ることも無く、加入しなかった可能性もあるが、その場合でも市に責任があるはずとしているが、当時は、市町村が、個々の住民について、国民年金の加入対象者であるか否かについて把握する仕組みは無く、厚生年金等被用者年金加入者が被保険者資格を喪失し新たに国民年金に加入する場合は、原則として本人自らが市町村に届出を行う必要があり、C市においても、国民年金への加入申出をしていない住民に対し保険料の納付書を送付することは無いと説明している。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年11月から50年12月まで
会社を辞めた後、母から国民年金の保険料を納めていたと聞いたことがある。詳しいことは分からないが未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母から国民年金の保険料を納めていたと聞いたことがあるとしているが、申立人自身は直接関与しておらず、申立人からは具体的な供述が得られず、申立期間に係る加入手続及び保険料納付の具体的状況が不明である。

また、申立人は、昭和46年11月から国民年金に加入し、保険料を納付していたとしているが、一方で、これまでオレンジ色の年金手帳以外所持したことは無いとしている。当該手帳は49年11月から交付開始となったものであり、46年11月から国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張には不合理な点が見られる。

さらに、A年金事務所によると、申立人がB市に居住していた申立期間当時、同市を管轄していたC社会保険事務所（当時）において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された事実を確認できず、申立期間は未加入期間となり、申立人に対して国民年金保険料の納付書が発行されることは無く、保険料の納付はできなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 44 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 44 年 4 月まで

私は昭和 36 年 4 月から国民年金保険料を 1 回も休まずに納付してきた。43 年か 44 年に地区の連絡員に国民年金手帳を貸したままなので、保険料を納付した証拠は無いが、未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち婚姻した昭和 39 年 9 月以後の期間は、申立人の夫が共済組合員であったことから任意加入対象期間となるが、申立人が所持している国民年金手帳、A 町作成の国民年金被保険者名簿、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立人は 44 年 5 月 26 日に国民年金へ任意加入していることが確認できる。制度上、任意加入者はさかのぼって被保険者資格を取得することができず、国民年金の被保険者資格を取得していない期間は未加入期間であり、未加入期間については国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、昭和 39 年ごろから所持しているとする国民年金手帳には 44 年 4 月 5 日発行と記載され、昭和 44 年度 5 月から 46 年度までの欄に A 町の検認印が押されているとしているが、昭和 44 年に発行される手帳を 39 年ごろに所持していたとする供述は合理的でない上、申立人が 44 年に渡されたとするオレンジ色の表紙の年金手帳の使用開始は 49 年 11 月である。

さらに、申立人は、昭和 36 年から所持していたとする国民年金手帳を今は所持していないとしているが、その手帳には申立期間の国民年金保険料納付を示す検認印が押されていたとしている。しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は 44 年 6 月 4 日に払い出されており、住民票によると、34 年 11 月 3 日以降 A 町以外に住民登録していないなど、申立人に対して別の国民

年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、36年に申立人に対して国民年金手帳が交付されていたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。